

東京電力福島第一原子力発電所緊急作業従事者の長期的健康管理の実施状況について

平成 29 年 10 月 23 日

厚生労働省では、事業者に対し東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業従事者^{※1}に係る放射線業務に従事した際の被ばく線量、健康診断結果等の報告を義務付け^{※2}、報告内容をデータベースに登録するとともに、大臣指針^{※3}に基づき被ばく線量に応じたがん検診等の実施等の長期的健康管理を実施しています。

※1 緊急時被ばく限度（100 ミリシーベルト。平成 23 年 3 月 14 日～平成 23 年 12 月 16 日の間は 250 ミリシーベルト）適用労働者。原則として平成 23 年 12 月 15 日以前に作業に従事した者。

※2 電離放射線障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 59 条の 2

※3 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成 23 年 10 月 11 日制定、平成 27 年 8 月 31 日改正。以下「大臣指針」といいます。）

1 登録証の送付状況

厚生労働省では、緊急作業従事者に対して、長期的健康管理システムにデータが登録されていることを証する「東電福島第一原発緊急作業従事者登録証」（以下「登録証」といいます。）を発行、送付しています。

登録証は、緊急作業従事者 19,808 人（平成 29 年 9 月現在）のうち、現在までのところ、19,686 人（99.4%）に登録証を送付済みです。登録証を送付できていない 122 人のうち住所不明等による追跡困難者 74 人を除く 48 人に対しては、引き続き住所の確認を実施し、住所が判明次第登録証を送付していきます。

2 手帳の発行状況

厚生労働省では、緊急作業従事期間の被ばく線量（実効線量）が 1 年につき 50mSv を超える緊急作業従事者（以下「特定緊急作業従事者」といいます。）に対して、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^{※4}（以下「手帳」といいます。）を発行しています。

手帳は、対象者からの申請に基づいて発行していますが、平成 24 年 9 月に全ての対象者に申請書を送付しました（全員に届いたことを確認済み。）。

現在までのところ、特定緊急作業従事者 910 人（平成 29 年 9 月現在）のうち、877 人（96.4%）に手帳を発行済みです。

※4 申請により交付される。手帳には過去の被ばく線量や健康診断結果をまとめて綴じ込むことができる。手帳保持者は、離職後、被ばく線量に応じ、厚生労働省が指定する医療機関でがん検診等を受診できる。

3 大臣指針に定めるがん検診等^{※5}の実施状況

平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月の間における特定緊急作業従事者に対する大臣指針に定めるがん検診等の実施状況については表 1 のとおりです。

※5 大臣指針は、緊急作業従事期間の被ばく線量が 1 年につき 50mSv を超える緊急作業従事者に対して白内障に関する眼の検査を、100mSv を超える緊急作業従事者に対してがん検診等の実施をおおむね 1 年ごとに 1 回、事業者を実施することを求めている。離職後は国が実施。これらの検査結果は、本人の同意のもと、厚生労働省に報告され、厚生労働省のデータベースに登録される。

表 1 大臣指針に定めるがん検診等の実施状況
(平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月まで)

	白内障に関する眼の検査 (細隙灯顕微鏡による)	がん検診等
対象者数	902 人 ^{※6}	174 人
実施者数	652 人	168 人
実施率	72.3%	96.6%

※6 白内障・がん検診等受診対象者のうち、死亡 6 人、海外在住 2 人(平成 28 年 10 月時点)は除いています。

4 健康相談・保健指導窓口における相談状況

厚生労働省では、緊急作業従事者を対象とした健康相談・保健指導の窓口を委託事業により設置しています。日本全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談が可能で、予約により、医師、保健師等による対面による健康相談や保健指導を受けることができます(フリーダイヤル 0120-808-609)。

平成 28 年度の健康相談実施状況は、表 2、表 3 のとおりです。

表 2 健康相談・保健指導等実施件数
(平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで)

健康相談等	437 件
電話相談	244 件
窓口による対面相談	193 件
文書による相談	0 件
データベース情報照会対応	1938 件

表3 相談内容分類（延件数）

1	被ばくと健康影響について	
	・ 現在の健康状態と被ばくの関係	15
	・ 現在の健康状態についての労災適用の可能性	11
	・ その他	6
2	長期的健康管理システムについて	
	・ 登録証に関する問い合わせ	29
	・ 健康診断及びがん検診に関する問い合わせ	233
	・ その他	20
3	今後の健康管理方法	
	・ 健康維持管理方法	226
	・ 病気治療についての指導・相談	21
	・ その他	12
4	企業からの相談	
	・ 社員の健康管理の問い合わせ	4
	・ その他	6
5	その他	58